

「細則４－２ 単独荷卸しを行う危険物施設が講じる安全対策」の解説

単独荷卸しは、危険物施設の危険物取扱者の立会いなしに、移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸しを行うことをいいます。

平成 30 年国通知により、単独荷卸しに係る運用が示されています。

当該通知を受け、単独荷卸しを行う危険物施設は、単独荷卸し実施規程である細則 4－2 を定める必要があります。

関係通知：【平成 30. 3. 10 消防危 44】【令和 5. 11. 20 消防危 327】

細則 4－2 単独荷卸しを行う危険物施設が講じる安全対策

定める必要がある施設	危険物施設の危険物取扱者の立会いなしに、移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸し（以下「単独荷卸し」という。）を行う危険物施設
------------	---

第 1 総則

当所の単独荷卸しは、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「単独荷卸し実施規程」に基づき行うものとする。

第 2 単独荷卸し実施規程

- 1 所長は、危険物保安技術協会が交付した評価結果通知書により評価された単独荷卸しの仕組み（以下「評価を受けた単独荷卸しの仕組み」という。）に基づき、単独荷卸しを実施するものとする。
- 2 所長は、評価を受けた単独荷卸しの仕組みに基づき、危険物保安監督者、勤務員の勤務体制を確保するものとする。
- 3 所長は、評価を受けた単独荷卸しの仕組みに基づき、安全対策設備の維持管理の徹底を図るものとする。
- 4 所長は、評価を受けた単独荷卸しの仕組みに基づき、当所、運送会社及び石油供給者が実施すべき事項を把握し、実施状況を確認するよう努めるものとする。
- 5 所長は、評価を受けた単独荷卸しの仕組みに基づき、危険物保安監督者及び勤務員に対して教育及び訓練を実施するものとする。
- 6 危険物保安監督者及び勤務員は、単独荷卸しに係る災害等が発生した場合、評価を受けた単独荷卸しの仕組みに基づき対応するものとする。
- 7 当該細則に、下記書類を添付するものとする。

- (1) 危険物保安技術協会が交付した評価結果通知書の写し
- (2) 単独荷卸しを実施する運送業者名を記載した書類
- (3) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、評価を受けた単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当所に対して確約した契約書等の写し

8 その他

- (1) 運行管理者が運送業者の事務所等に常駐しない場合は、次の体制を確保するものとする。
 - ア 危険物保安監督者（危険物保安監督者の選任義務のない給油取扱所等にあつては危険物取扱者）と運行管理者との連絡を電話等にて行う連絡体制
 - イ 災害発生時の応急措置（消火器による初期消火、乾燥砂や油吸着剤等による漏えい拡大防止、消防機関等への通報、作業異常時の対応等）に係る運行管理者から乗務員への指示を電話等にて行う指示体制

「単独荷卸しの仕組み」とは、石油供給者等が定める単独荷卸しに係る基本的事項（安全対策設備や教育訓練等）のことです。

「単独荷卸しの仕組みの評価結果通知書」とは、危険物保安技術協会（以下「ＫＨＫ」という。）が単独荷卸しの仕組みを評価した結果を記した通知書です。

単独荷卸しを行う要件の一つとして、次の資料の写しを、当該細則の別添えとして添付する必要があります。

- ① ＫＨＫの評価結果通知書
- ② 運送業者名を記載した書類
- ③ 石油供給者等との契約書等

なお、ＫＨＫの評価を受けずに単独荷卸しを実施しようとする場合は、事前に管轄の消防署に相談してください。

施設の実態に応じて変更削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

運行管理者が運送業者の事務所等に常駐しない場合は、(1)の内容を予防規定に定めてください。